

記入例

大阪府知事様

※申請者名 (法人の場合は、商号（名称）及び代表者名を記載)
株式会社●● 代表取締役 咲洲 太郎
申請者住所（法人の場合は、本店所在地）
大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

特区民泊施設の環境整備促進事業補助金交付申請書

大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

特区民泊施設の名称 (これから認定申請を行う場合は仮称でも可)	ゲストハウス●●
特区民泊施設の住所	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16
特区民泊の特定認定の状況 (右のいずれかをチェック)	☐ 既に認定済み（認定書の写しを添付） ☒ これから認定申請を行う予定

補助事業の目的及び内容	別添 事業計画書（1）及び（2）のとおり
補助事業の経費の配分	別添 事業計画書（1）及び（2）のとおり
補助事業の経費の使用方法	別添 事業計画書（1）及び（2）のとおり
補助事業の実施期間	令和8年12月1日 ～ 令和9年3月31日
補助事業の完了予定日	令和9年3月31日
補助事業の遂行に関する計画	別添 事業計画書（1）及び（2）のとおり
交付を受けようとする補助金の額	金 50,000 円

（留意事項）※補助金の交付申請者…下記の①もしくは②の場合、補助金の交付申請ができます。

- ① 特区民泊施設の特定認定を既に受けている者
- ② 特区民泊の特定認定をこれから申請しようとする者。この場合、特区民泊の特定認定の申請者と、今回の補助金の申請者がことなる場合（※当初の特区民泊の認定申請の予定者が変更となった場合【個人から法人への変更、その逆も含む】）、補助金の交付はできません。

（添付書類）

- 事業計画書（1）（様式第1号の2）
- 事業計画書（2）（様式第1号の3）
- 見積書（2社以上）
- 補助事業内容が確認できる書類
(仕様書、図面、施行場所の写真、補助対象経費の積算が確認できる書類等)
- 特区民泊施設の特定認定を受けた書類の写し
(※既認定者のみ)
- 要件確認申立書（様式第1号の4）
- 暴力団等審査情報（様式第1号の5）
- 補助金の交付要件に関する申立書
(様式第1号の6)
- 補助金を交付する口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）
- その他知事が必要とする書類

事業計画書（1）

記入例

1 特区民泊施設の概要

施設名称	ゲストハウス●●●
施設所在地	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16
施設規模	居室数〔 3 室〕 ・ 宿泊定員〔 12 人〕
※特定認定を受けた日	認定書に記載の日付を記入してください。

※これから特区民泊の認定を受けようとする場合は、不要です。

2 宿泊客の受入拡充に係る事業計画

宿泊客の受入の現状とその分析	◆記載のポイント ①既に特区民泊施設として認定されている場合は、宿泊客の受入の現状について記載 例）現状、アジア（特に韓国が多い）からの旅行者が多い。今後は欧米の旅行者にも対応し、宿泊客を増やしていきたい。 ②これから特区民泊の申請を行う予定の場合 例）所有物件を活用し、特区民泊施設として、外国人旅行者（対応言語は中国語）の受入を行う予定。現在、特区認定窓口とも調整中。			
宿泊者の受入拡充に向けた取り組み ・補助申請事業については、「申請事業」欄に○を記入すること。 ・○を付けた事業については、事業計画書（2）に内容の詳細を記入すること。	申請事業	事業番号	補助対象事業	
	○	ア	1	施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
			2	パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
			3	ムスリム旅行者受入に係る礼拝環境の整備（礼拝マット、キブラコンパス、衝立、足洗い場の整備）
		イ	1	居室内のWi-Fi整備
			2	キャッシュレス決済端末の導入
			3	ペットツーリズムに係る受入環境整備（ケージ、ペット専用ダストボックス、ドッグランの整備）
		ウ	1	災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語、視覚化対応
			2	災害情報等伝達設備、機器の導入
			3	非常用電源装置、情報端末への電源供給機器の導入
		エ	1	生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの整備
		オ	1	その他、知事が受入対応の強化のために必要と認める事業
※稼働率の現状及び目標	現状		目標	
	年度		令和9年度	令和10年度
	%		50%	80%
※宿泊客数の現状及び目標	人		833人	1332人
うち、外国人宿泊客数の現状及び目標	人		416人	666人

※複数の事業を実施する場合は、事業ごとにご提出ください。

記入例

事業計画書（2）

施設名称	ゲストハウス●●
------	----------

（1）事業詳細

※事業計画書（1）で○を付けた「補助対象事業」内容を詳しく記入してください。

事業番号	ア-1	補助対象事業	施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応	
補助対象事業の内容の詳細 (具体内容、実施場所、箇所数等)			記載例) ・欧米や中国からの旅行者を受け入れるため、日本語のみならず英語及び中国語（簡体字）にて客室の利用案内を各客室事に作成する。	
			実施箇所	客室内
対応言語	(多言語対応の場合、対応言語を記入) 日本語、英語、中国語（簡体字）			
補助対象事業の実施予定時期			令和8年12月1日 ～ 令和9年3月31日	
スケジュール			時 期	実施内容
			令和 8 年12月	事業者へ発注
			令和 9 年 1 月	事業者との打ち合わせ
			同年 2 月	納品・設置
			同年 3 月	事業者への支払い

記入例

（2）経費明細

事業 番号	補助事業名	総事業費 (消費税含む)	補助対象 経費 (消費税除く)	経費内訳	寄附金 その他収入	計
ア-1	施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応	110,000	100,000	別添見積書のとおり		100,000
				別添見積書のとおり		
				別添見積書のとおり		0
				別添見積書のとおり		0
				別添見積書のとおり		0

※事業番号は、下記から選んでください。

合計①	100,000
②（＝①の1/2） ※千円未満切り捨て	50,000
交付申請額	50,000

（留意事項）

- ・総事業費・・・消費税を含んだ額を記入してください。
- ・補助対象経費・・・消費税を除いた額を記入してください。
- ・寄付金その他収入・・・寄付金や広告収入などの収入及び国等の補助金を受けようとする場合は、額を記入してください。
- ・②・・・千円未満の端数金額を切り捨てた額を記入してください。
- ・交付申請額・・・②又は上限額40万円と比較していずれか低い方を記入してください。

事業 番号	補助事業名
ア	1 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応
	2 パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応
	3 ムスリム旅行者受入に係る礼拝環境の整備 (礼拝マット、キブラコンパス、衝立、足洗い場の整備)
イ	1 居室内のWi-Fi整備
	2 キャッシュレス決済端末の導入
	3 ペットツーリズムに係る受入環境整備 (ケージ、ペット専用ダストボックス、ドッグランの整備)
ウ	1 災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語、視覚化対応
	2 災害情報等伝達設備、機器の導入
	3 非常用電源装置、情報端末への電源供給機器の導入
エ	1 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの整備
オ	1 その他、知事が受入対応の強化のために必要と認める事業

要件確認申立書

大阪府知事様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府特民泊施設の環境整備促進事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申し立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを記入してください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	
12	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」及びこれに類する営業を行っていない。	
13	補助金交付対象施設を、譲渡又は交換する予定はない。	

※「1」～「8」で「はい」を記入した場合及び「9」～「13」で「いいえ」を記入した場合は、補助金の支給を受けることはできません。
※申立書の記載事項において、虚偽の記載を行った場合、補助金の交付決定の全部を取り消します。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じます。

令和8年11月1日

住所（所在地） **大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16**
名称（団体名） **株式会社●●**
氏名（代表者） **代表取締役 咲洲 太郎**

暴力団等審査情報

記入例

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏 名		生年月日				性別	住所（所在地）
	カナ（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1	サキマ タロウ	咲洲 太郎	S	42	04	01	M	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16
2	オオサカ ハナコ	大阪 花子	H	02	10	20	F	大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※ 役員数に応じ、適宜、行を追加すること。

※ 役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

※ 氏名のカナは姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

※ 生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

※ 生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

※ 性別は男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

令和8年11月1日

住所（所在地） 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

名称（団体名） 株式会社●●

氏名（代表者） 代表取締役 咲洲 太郎

※特区民泊の経営事業の申請予定者の方は、この申立が必要です。

様式第1号の6（第7条関係）

記入例

補助金の交付要件に関する申立書

大阪府知事様

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府特区民泊施設の環境整備促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）にかかる補助金の交付申請を行うにあたり、下記の事項について、何ら異議の申し立てを行いません。

記

（補助金の交付にあたっての要件）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「経営事業」という。）に係る特定認定の申請予定者（要綱第3条第1項第2号に規定する認定予定者）に対する補助金の交付については、次のとおりとする。

- （1） 認定予定者については、補助金の交付決定後、必ず経営事業に係る特定認定を受けることとし、補助金の交付は、特定認定を受けた後に交付するものとする。
- （2） 補助金の交付決定の日の属する年度内に特定認定が困難と見込まれる場合は、認定予定者は、速やかに補助金の交付申請の取り下げを行うものとする。ただし、当該年度において、特定認定に係る申請を行っている認定予定者はこの限りでなく、その場合においては、規則第13条の規定による補助金の額の確定までに特定認定を受けたことを証する書類を提出しなければならない。

令和8年11月1日

申請者住所（法人の場合、本店所在地）

大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

氏名（法人の場合は商号（名称）及び代表者）

株式会社●● 代表取締役 咲洲 太郎